

	X
10	139
1	

新たに入学する児童に対する教科用図書
の給与に関する法律案の提案理由

文 部 大 臣
天野 58

今回政府より提出いたしました「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案」の大綱について御説明いたします。

昨年、第十国会において成立いたしました「昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」によりまして、本年度から、特に児童の国家公共心の涵養を図るために、新入学児童に対して國語及び算数の教科用図書を給与する制度が確立されたのであります。ところが、この制度につきましては、趣旨においては異論がなかつたのであります。この制度につきましては、趣旨においては異論がなかつたのであります。ところが、実施の方法につきましては、いろいろ問題もありましたので、これを一年限りの臨時の制度とし、更に一年間この制度について研究いたすことになつていたのであります。そこで、政府といたしましては、各方面の意見を聞いて慎重に研究を進めました結果、児童の國民としての自覚を深めることに資するとともに、その前途を拓くという見地から、現行制度に必要な改善を加え、これを恒久的制度として存続することとし、ここに新たにこの法律案を提出することになつたのであります。

次に、この法律案の骨子について申し述べます。

第一に、教科用図書の給与を、国が行うことを明らかにしております。現行制度におきましては、市町村又は都道府県が教科用図書の給与について直接責任を持ち、国が費用の面で半額を援助するという形を取つていた訳であります。今回は、国が特に費用の面におきましては全責任を持つこととしたのであります。

第二は、國語及び算数の教科用図書を新たに入学する児童のすべてに対して給与することを明らかにしております。現在の制度は、予算の関係でその対象を公立学校へ入学する児童に限つており、国立及び私立の学校に入学する児童を除外しているものであります。今回は、この点を改めて、すべての新入学児童に対して國語及び算数の教科用図書を給与することとしたのであります。

第三に、國が教科用圖書を見直し給与いたします場合に、国立学校につきましても、これを附置する大学の学長、公立学校につきましてもは教育委員会、教育委員会が設置されておられません場合は町村長、私立学校につきましてもは学校法人の理事長又は私人の協力を待てることとしておられます。その内容といたしましては、校長を通じて実際に教科用圖書を見直し給与すること、文部大臣に必要な報告をし、調査に協力すること、発行者に対して必要な証明書を交付すること等があります。従つて、國の仕事といたしましては、発行者と必要な契約を締結し、また管理機関が交付いたしました証明書をよく調べまして、これに基づいて発行者に代金を支払うことにならざるべきであります。なお、代金の支払につきましては、数多くの支払が正確に行われ、また発行者に不当な損害を与えないようにするために必要な措置を講じております。

以上、この法律案の意義理由及びその骨子について概要を御説明いたしました。なにとぞこの法律案の必要性を認められ、二分御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

